

## 土地台帳・地籍図を用いた濃尾地震による被災地の復原

赤石直美\*

## I. はじめに

近年の歴史災害研究では、理工学系の地質・地学的構造の分析結果に加え、社会や人間が災害にどのように対応してきたのかという、歴史学分野からのアプローチも求められている<sup>1)</sup>。

本稿は、近代の自然災害への公的な対応の一つといえる、地租条例・地租法で定められた荒地免租に着目する。荒地免租とは、有租地が荒地になった場合、一定の期間に限って地租を免除する際に使われた用語とされる<sup>2)</sup>。この場合の荒地とは、「山崩川欠押掘石砂入川成海成湖成水成等ノ天災ニ罹リタル土地ヲ云フ」と、1884 (明治17) 年3月15日制定された地租条例第3条で定義されている<sup>3)</sup>。すなわち、この場合の荒地とは、自然災害の被害を受け荒地となった土地のことを指している。有租地が自然災害によって荒地となった場合、土地所有者が免租年期を出願し、損害の程度や復旧の難易度などから年期が認定され、荒地免租の取り扱いとされた<sup>4)</sup>。

荒地免租の記録は、明治期に課税台帳として作成された土地台帳に残されている。そこで、それらの記録を読み解くことで、自然災害で被災した地域を知ることができよう。本稿は、荒地免租の対象となった土地に着目し、近代の自然災害による被災地域の復原を試みる。

## II. 研究方法と研究対象地域

研究方法は先に述べたように土地台帳と地籍図を用いる。土地台帳と地籍図は、過去の景観や土地利用を復原する際に、歴史地理学の分野で活用されてきた<sup>5)</sup>。土地台帳に記された地目の履歴と地籍図を照合させることで、過去のある一時期の土地利用を土地一筆という極めて詳細なレベルで復原することができるためである。すなわち、災害で地租が免除された例がどの程度あったのかを土地台帳で確認し、地籍図を用いてそれを土地一筆

毎に復原することで、自然災害による被災地域をミクロなレベルで分析できよう。筆者はこれまで、土地台帳を用いて水害での被災地域の復原を試みた<sup>6)</sup>。また、土地台帳の記載事項の基準となる地租条例、及び地租法で定められた内容についても加味してきた<sup>7)</sup>。その結果、地租法や地租条例において、荒地免租の設定基準などが定められていること、土地台帳を用いることである程度自然災害による被災地域の復原が可能であることなどを検討してきた。

本稿はこれまでの成果をふまえて、荒地免租の事例として、1891 (明治24) 年に発生した濃尾地震を取り上げる。

濃尾地震は、1891 (明治24) 年10月28日午前6時37分、岐阜県本巣市根尾谷を震源として発生した。地震のエネルギーはマグニチュード8.0、死者は全国で7,273人、全壊・焼失家屋は142,000戸と、岐阜県美濃地方、愛知県尾張地方を中心に大惨事となった。根尾谷断層はその地震によって地表に現れた断層で、特別天然年記念物に指定されている。濃尾地震については、地学・地質学的な側面に加え、地震による被害の救済状況も明らかになるなど、多数の研究成果がある<sup>8)</sup>。

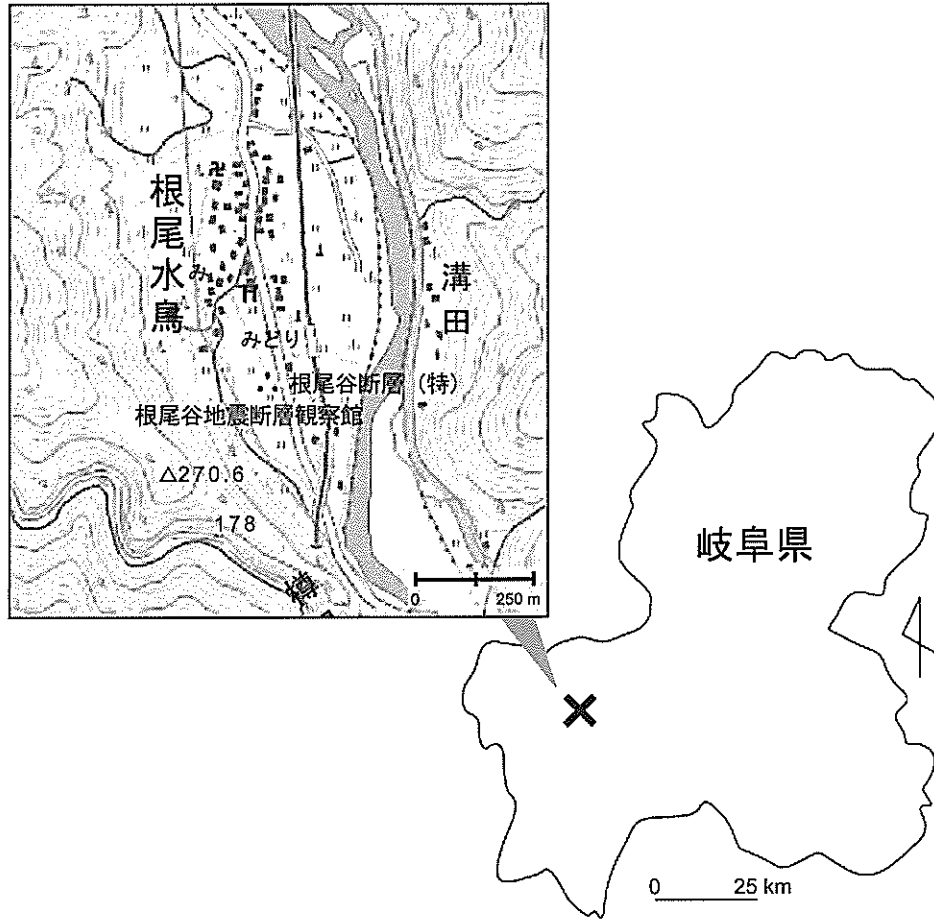
本稿は、濃尾地震によって出現した断層崖のある、岐阜県本巣市根尾水鳥付近の土地台帳・地籍図を用いて、荒地免租が認められた土地について分析を行なった。

## III. 断層崖周辺の荒地免租地

濃尾地震により断層崖が出現した場所は、根尾水鳥の小字街津に相当する (第1図)。先行研究において、断層崖の位置を地籍図上に示した図が作成されている<sup>9)</sup>。本稿はその図を参考にしつつ、根尾水鳥小字街津における土地台帳の記載内容を分析した。

まず、土地台帳には「明治二十五年十一月三十日許可廿四年ヨリ三十一年迄荒地免租年期」などの記載が見つかった。免租の許可は1892 (明治25) 年1月30日とあるが、免租は1891 (明治24) 年からとなっていた。すなわち、被災した年から免租が認められたことがわかる。

\* 衣笠総合研究機構ポस्टドクトラルフェロー



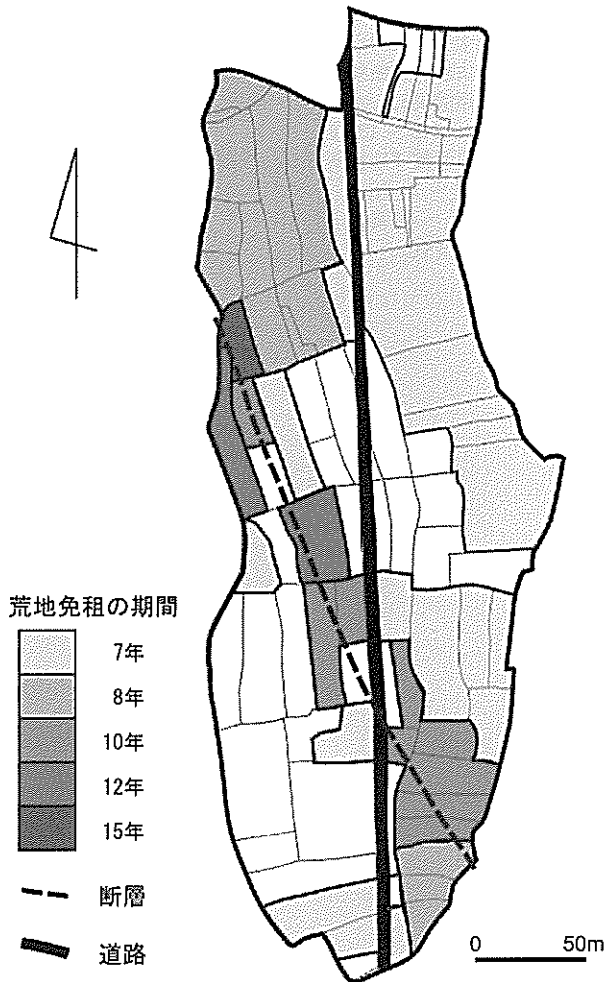
第1図 研究対象地域

小字街津の土地 112 筆のうち、濃尾地震によると思われる荒地免租地が 55 筆あった。それらの地目のほとんどは畑であった。

第 1 表のように、免租期間は 7 年が 25 筆、8 年が 14 筆、10 年が 11 筆、12 年が 2 筆、15 年が 3 筆で、その期間には 8 年の差があった。第 2 図はそれらの免租地の分布を示したものである。7 年の免租期間が設定された土地は、小字の範囲内では断層崖から最も離れた場所の土地であった。一方、免租期間が 15 年の土地は、断層崖の真上付近に位置する土地であった。したがって、免租期間の違いは被害の大きさの違いによるものと考えられる。地租便覧には「川欠、川成、海成、湖水成等ノ如キ復旧ニ至難ナル土地ニ対シテ付スルモノヲ長年期トス(十年以下七年以上)」とある<sup>10)</sup>。この地震による免租地は、最大で 15 年の免租期間が認められており、被害の規模が大きかったため、規定を超える免租期間が設定されたと推定される。そして、その免租期間内に土地の復旧を行う必要があったと考えられる。

ただし、最初の免租期間が終了した後も、免租が継続された土地が 8 筆あった。それらは全て「明治三十四年十一月二十二日許可同三十四年ヨリ一ヶ年迄荒地免租継年期」というように、「継年期」と記述され、1 年間だけ免租が継続されたようである。このような、年期の継続は地租条例で定められている。第二十一条には、年期が明けてもその土地の状況が元の地価に相当する状態に戻っていなければ、10 年以内で 7 割以下（後に 15 年以内 7 割以下）の低価年期を定めたとある。また、低価年期が明けたときも、元の地価の価値まで普及していない場合や、復旧のめどが立たず他の地目に変更する場合は地価の修正を行うとある<sup>11)</sup>。本稿の事例のように、土地の復旧が遅れた、あるいは復旧できなかった際には免租の期間を延長するなど、実情に即した対応がなされていたことが明らかとなった。

ところで、断層崖周辺の土地が全て免租地かという点、第 2 図からも読み取れるように、免租地とならなかった土地が存在した。図の中央を南北に走る道路の中央付近



第2図 根尾水鳥小字街津における荒地免租地（土地台帳より作成）

第1表 免租期間と筆数

免租期間（年）	筆数
7	25
8	14
10	11
12	2
15	3
合計	55

（土地台帳より作成）

で、荒地免租地のいわば空白地帯がみられた。今後は、断層崖周辺の一部地域のみだけでなく、より広範囲の被災地を復原するとともに、断層崖の直上の土地が免租地とならなかった理由について検討しなければならないであろう。

一方、濃尾地震によって被害を受けた根尾水鳥小字街津において、濃尾地震以外でも荒地免租の記述が残され

ていた。すなわち小字街津の土地は、濃尾地震以外でも度々何らかの自然災害の被害を受けていたのである。

以上のように、土地台帳の荒地免租の記録から、地震による被災地域を復原し、過去の災害履歴を知ることができるのである。

#### IV. おわりに

本稿は、地租条例・地租法で定められた荒地免租の定めに着目し、土地台帳と地籍図を用いて1891（明治24）年に発生した濃尾地震による被災地域の復原を試みた。その結果、土地台帳によると、濃尾地震で断層崖が出現した根尾水鳥小字街津において、多くの荒地免租地があったことが判明した。それらの土地は、地籍図を用いることで一筆毎に復原された。免租された期間は7～15年で、一部の土地では年期の継続も認められていた。被災した土地の所有者は、その免租期間内に被災地を復旧する必要があったであろう。被害の規模によっては、復旧作業は困難を極めたと想像される。それに対し、継年期が設定されたことは、災害への柔軟な対応の一つであったといえる。

しかし、断層崖の真上の土地であるにもかかわらず、免租の対象とならなかった土地があったことが判明した。このような、被害を受けた土地と免租地とが必ずしも一致しないことについては、地震による被害の他、水害の場合でも確認されている。荒地免租は、自然災害によって地形が大きく変わったことがその最大の指定要素である<sup>12)</sup>。本稿の事例のような、断層崖上の土地は、写真で見ると地形の変化を伴う大きな被害を受けていたと考えられる。それでもなお荒地免租地とならなかったことについて、申請者側の問題なのか、あるいは行政の対応によるものかを考察していく必要がある。土地台帳に記録された荒地免租から、災害被災地域のマイクロなレベルでの復原が可能であるものの、その一方で、被災しているにもかかわらず免租地とならなかった要因の詳細な解明が、今後の大きな課題である。

【付記】本研究は、平成21年度科学研究費補助金（若手研究（B）：課題番号20720232）による成果の一部である。

#### 注

- 1) 北原糸子編『日本災害史』、吉川弘文館、2006。
- 2) 友次英樹『増補版 土地台帳の沿革と読み方』、日本加除出

- 版、2007、120～124頁。
- 3) 税務大学校租税史料館編『地租関係史料集Ⅰ～地租条例から宅地地価修正まで～』、大蔵財務協会、2007、38頁。
- 4) 前掲2)
- 5) 桑原公德『歴史景観の復原—地籍図利用の歴史地理—』、古今書院、1992、1～21頁。
- 6) 赤石直美「地籍図・土地台帳を用いた水害被災地の復原—京都市左京区大原上野を例に—」、歴史都市防災論文集 Vol. 1、2007、51～54頁。
- 7) 赤石直美「土地台帳に記された近代の自然災害への対応」、京都歴史災害研究 10、2009、7～12頁。
- 8) ①村松郁栄・松田時彦・岡田篤正『濃尾地震と根尾谷断層帯—内陸最大地震と断層の諸性質—』、2002、古今書院。②村松郁栄『濃尾震災』、古今書院、2006。など。
- 9) 前掲8)、①112～132頁。
- 10) 大蔵省主税局編『地租便覧』(復刻版)、農林省農地局農地課、1950、68～78頁。
- 11) 前掲3)、41～42頁。
- 12) 前掲10)、72頁。